

## 大規模婚活イベント開催業務詳細

### 1 業務の目的

結婚を希望する方に出会いの機会を創出するとともに、「あいち結婚サポートセンター（愛称「あいマリ」）」（以下「センター」という。）の会員登録を促進するため、愛・地球博記念公園において婚活イベントを実施する。

### 2 業務の概要

- (1) 事前・当日セミナーの企画・運営
- (2) 交流会の企画・運営
- (3) 広報の実施
- (4) その他関連業務

### 3 業務の詳細

以下(1)～(8)を踏まえた業務の企画調整・運営及びこれに付随する業務一式について、提案者の企画案及び県との協議に基づき、センターの業務として実施するものとする。

- (1) 参加者の要件  
県内在住・在学・在勤の20歳から39歳までの独身男女
- (2) 募集定員及び申込方法等
  - ・ 定員は400名とする。(男女それぞれ200名)
  - ・ 参加費は無料とする(通信費、会場までの交通費、飲食代等は本人負担とする。)
  - ・ イベント全体(受付～閉会まで)で4時間から5時間程度とする。
  - ・ 事前申込制とする。センターのウェブサイト上(サブドメイン: ai-mari.pref.aichi.jp)に大規模婚活イベントの参加募集ページを作成して申込受付をすること。
  - ・ 募集期間を十分に(目安として、募集開始から終了まで1か月以上)設けること。
  - ・ 定員を超える参加申込があった場合は、抽選で参加者を決定すること。
  - ・ 参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
  - ・ 最少催行人数については県と協議の上決定すること。
- (3) 事前・当日セミナー
  - ア 事前セミナー
    - ① 実施期間  
参加者が交流会開催までに受講できるよう、県と協議の上決定すること。た

だし、事前セミナーの受講は任意とする。

## ② 実施方法

- ・ セミナーの動画を作成し、インターネットを使用したオンデマンド配信（eラーニング）により実施する。
- ・ 受講参加者が交流会開催までに、婚活に関するスキルアップを図ることができるようにすること。
- ・ セミナーの受講状況を確認し、未視聴者に向けて適宜視聴を促すこと。

## ③ セミナーの内容等

- ・ 参加者が婚活に対する正しい知識を身につけ、自信がついたと感じることができるよう、①コミュニケーション力アップの講座や、②服装やマナーの講座、③婚活の心構え講座など、1講座当たり15分程度、1テーマ以上で計2講座以上作成すること。（例：①・②・③のうち1テーマについて初級編と上級編の2講座作成する。）
- ・ 上記で作成したセミナー2講座に加え、令和7年度以前の大規模婚活イベントで作成したセミナー動画を2講座以上活用し、計4講座以上を参加者へ配信すること。

令和7年度以前の動画については、以下のページを参照すること。

【セミナー動画 URL】

<https://www.aiconnavi.jp/lesson/page/movie#movie01>

- ・ 性別役割分担意識の押しつけとなるような内容としないよう、十分に配慮すること。
- ・ セミナーの動画は、本イベントでの活用のほか、国が実施する「地域少子化対策重点推進交付金」を活用する市町村においても自由に活用してもらうことを想定している。広く一般公開・活用して支障ない内容とし、別途動画データを県に提出すること。なお、動画データの提供時期及び方法等は県と協議の上決定する。

## ④ セミナーの講師

- ・ 婚活に必要な知識に関し造詣が深い専門家等で、セミナーを適切に実施でき、セミナーの動画を本イベント開催以外に、県や管内市町村の結婚支援事業に資する用途として、活用しても差し支えない者を選定すること。

## イ 当日セミナー

### ① 開催時期

（4）交流会の開催時期と同じ

### ② 開催方法

- ・ 交流会当日に愛・地球博記念公園の体育館で当日セミナーを実施すること。
- ・ 交流会参加者全員が当日セミナーに参加し、婚活イベントのコツを学びつつグループ単位での事前交流を行い、会場の雰囲気等に慣れることにより、自

信を持ってイベントに臨めるようなセミナーを開催すること。

③ セミナーの内容等

- ・ 参加者が自信を持ってイベントに臨めるよう、①自己肯定感を高める講座、②婚活でのコミュニケーションについての講座など、グループ単位での交流も含め1講座以上（30分程度）実施すること。
- ・ 性別役割分担意識の押しつけとなるような内容としないよう、十分に配慮すること。

④ セミナーの講師

- ・ 婚活に必要な知識に関し造詣が深い専門家等で、セミナーを適切に実施できる者を選定すること。

(4) 交流会

ア 開催時期

令和8年6月中旬の土日（予定）のうち1日

イ 会場

愛・地球博記念公園（愛知県長久手市茨ヶ廻間乙 1533-1）

- ・ 体育館並びに地球市民交流センター内の体験学習室①～③、多目的室①～④、多目的スタジオ①～③及び控室（控室のみ会場代不要）を開催前日と当日の両日ともに、午前9時から午後9時まで仮予約済み。
- ・ その他、有料施設を除き、園内全域が使用可能。なお、園内の使用に関して、公園管理事務所等と調整すること。
- ・ 机や椅子、音響設備や電源は体育館及び地球市民交流センターの備品を利用できる。利用料金については、愛・地球博記念公園のホームページを参照すること。
- ・ その他必要な機材や物品については、県と協議の上、受託者の負担で用意すること。

ウ プログラム

参加者同士が十分に交流でき、本イベントが出会いのきっかけとなるようグループごとの共同作業や、レクリエーション、園内散策等のプログラムを組み込むこと。

なお、令和7年度以前に実施したイベントに参加した者が再び参加することも想定し、令和7年度以前と全く同じ内容にはしないこと。

また、雨天時に園内散策が実施できない場合も、地球市民交流センター内の施設などを活用し、室内で参加者が楽しみながら交流できるプログラムを用意すること。（当日雨天が予想される場合、晴天用プログラムと雨天用プログラムの両方を準備することとし、天候によって切り替えられるようにすること。）

令和7年度以前の内容については、以下のページを参照すること。

【令和6年度】

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/moricorokon2024.html>

【令和7年度】

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/moricorokon2025.html>

エ 運営等

- ・ 運営監督責任者、司会進行者の他、参加者に対し、十分にサポートができる人員を配置すること。
- ・ 受付が滞りなく行えるよう、方法を工夫すること。なお、当日受付時または申込受付時に写真付きの本人確認書類等により、参加要件及び申込者本人であることを確認すること。
- ・ 運営マニュアルを作成し、県の承認を受けながら円滑に事業を進めること。
- ・ イベント当日にデジタルツールを使用する場合、参加者全員が同時にアクセスしても安定的に運用できるよう、十分なサーバーを確保すること。
- ・ 気象状況その他の事情により中止又は延期する場合に備え、あらかじめ参加者への連絡体制を整備しておくこと。また、中止又は延期する場合は事前に県と協議するとともに、会場、参加者等の調整を行うこと。
- ・ 雨天時等気象状況により配慮が必要な場合は、参加者の安全、健康等に配慮した必要な対策を講じること。

(5) 広報

- ・ 多くの方に本事業への参加を促すとともに、センターの登録促進につながるよう効果的な広報（チラシ（6,500枚程度）・ポスター（90枚程度）の作成、参加募集ページの作成、Instagram等のSNSの活用等）を実施すること。
- ・ 県が行う各事業と連携する等、効果的な周知を行うこと。
- ・ 広報の際には県主催の事業であることが明確にわかるように表示し、広報の案は事前に県と協議すること。
- ・ 作成したチラシ・ポスターは市町村（54市町）や関係機関へ郵送等により展開すること。

(6) 企画の条件

- ・ 講師及び司会者等への謝礼は一人当たり10万円（税、旅費・交通費等の実費は除く。）を目安とする。
- ・ センターやマッチングシステムについて周知し、継続した婚活支援に繋がられるよう、会員登録促進を図ること。

(7) アンケートの実施

- ・ 参加者に対し、交流会当日アンケート及び追跡（交流会3か月後）アンケートを取ること。当日アンケートは参加者全員の回答を求めること。追跡アンケート

- トは任意回答とするが、多くの参加者から回答が得られるよう工夫すること。
- ・ アンケートの設問は、県と協議のうえ決定することとし、事業の効果測定（当日アンケートは「事前セミナー受講後、結婚に対する活動に前向きになったか」「交流会の参加を友人等に薦めたいと思ったか」といった参加者の満足度に関する項目などを含め、追跡アンケートは参加者の婚活及び交際状況に関する項目などを含めること。なお、いずれのアンケートにもセンターへの会員登録や活用等、センターに関する項目を含めること。）や、県の結婚支援に資する内容とし、必要十分な項目数とすること。
  - ・ アンケート実施後、概ね1週間程度で円グラフ付きで県へ報告すること。

(8) その他関連業務

- ・ 性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないよう配慮すること。
- ・ 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。
- ・ 定員を満たすことのできるよう、対象者の興味を引くような、集客について工夫を凝らしたイベントを開催すること。
- ・ 別紙2の「ライフデザインイベント」の参加者募集をする際、大規模婚活イベントの参加申し込みをした方へ参加者募集の案内をすること。
- ・ 業務を円滑に進めるため、月1回以上、県と対面又はオンラインでの打ち合わせを行うこと。なお、業務の進捗状況を踏まえ、臨時の打ち合わせを行う場合があることに留意すること。